主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人小川利明の上告趣意は、被告人の判示第一の一乃至四の酒税法違反の罪は、 併合罪の関係に立つ数罪ではなくして、包括一罪である旨を主張するに過ぎないか ら、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(なお、原判決が判示所為を併合罪の関 係に立つものと判断したことは正当である)。また記録を調べても同四一一条を適 用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

## 昭和三〇年七月五日

## 最高裁判所第三小法廷

介		又	村	河	裁判長裁判官
保				島	裁判官
Ξ		俊	林	小	裁判官
郎	太	善	村	本	裁判官
己		克	水	垂	裁判官